

令和5年竹田市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和5年6月6日(火) 午後2時00分～午後3時10分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央
農政課職員
農業振興係長：山崎竜介

6. 議事

議案第38号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・7件
議案第39号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・6件
議案第40号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・8件
議案第41号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・・・1件
議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・3件
議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・1件
議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・1件
議案第45号 非農地証明について・・・・・・・・・・5件
議案第46号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表・1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

今から、令和5年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は11番 工藤明秀委員、12番 釘宮恒憲委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第19号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が8件ありましたので報告します。

なお1番、5番の案件は議案第40号農用地利用集積計画の承認に関連し合意解約するものです。

なお2番、3番の案件は議案第39号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第20号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

続いて報告第21号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により相続による所有権を取得したとの届出が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第38号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 7件

議案第39号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 6件

議案第40号 農用地利用集積計画の承認について 8件

議案第41号 農用地利用集積計画の承認について (大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 1件

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第45号 非農地証明について 5件

議案第46号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 1件

以上、33案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第38号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第38号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番の案件は、9年7か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3番、4番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番、6番の案件は、6年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

7番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第38号について担当課から説明がありましたがご意見ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第38号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第38号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第39号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第38号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第39号の1番の借り手は〇〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも「当該農地の貸借について市町村が適当であると認めるもの」です。

議長

只今、議案第39号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第39号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

(14時10分)

議長

議案第40号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇〇です。3年間の貸借、再設定です。労力3人、果樹中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。4年8か月間の使用貸借、再設定です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年6か月間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。9年11か月間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

6番の借り手は〇〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。労力2人、花き中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8番の借り手は〇〇〇〇〇です。9年10か月間の賃貸借、新規設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

今事務局による説明がありましたのご意見、ご質疑はございませんか。

5番佐藤隆幸委員

1番の借り手は大分市で再設定だがこちらに住んでいるのですか。通いですか。

事務局

通える距離ということで通いです。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第40号についてこれを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第40号農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第41号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第41号の1番の案件は所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今議案第41号について事務局より説明がありましたがご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第41号についてこれを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第41号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第42号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字枝字太田〇〇〇番田1筆 面積390平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、13,341.5平方メートルです。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第42号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバインは法人から借りるとのこと・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第42号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字喜三郎〇〇〇番外2筆田2筆畑1筆合計面積4,353平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,353平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第42号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。〇〇〇は野菜、他の2筆は栗です。水がないので畑にしているとのことです。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第42号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字下田北字藤目〇〇〇番田1筆面積1,547平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は21,946平方メートルです。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第42号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター5台所有しており畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

今議案第42号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

2番長野幸生委員

2番の写真ですが〇〇〇の下は住宅の敷地ですか。

1 1 番工藤明秀委員

畑に行く土地はみちびきがありトラクターが通れるようになっています。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第42号についてこれを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第43号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第43号1番の案件は申請地竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇番面積487平方メートルの田です。この申請地は農用地区域内の農地です。転用目的は農畜産物処理加工施設です。申請者は申請地近くでジビエ加工所を運営していますがその加工所が使用できなくなるため新たに建設を計画したものです。転用許可が必要だということを知らずに基礎工事に取り掛かっていますが現在は中断しています。始末書が添付されています。排水については浄化槽を経由して既存側溝に流す計画で水利組合の許可を得ています。工事期間は令和5年6月20日から令和8年6月19日までを予定しています。転用許可基準は農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当すると考えられます。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

議案第43号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施することが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。工事が中断されているということですが私が通った時には水道の引き込み工事をしていて、少し待てば許可が下りるのでからきちんと待ってもらおうと思います。

議長

今議案第43号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

これは3年もかかるのですか。

事務局

自分で作ることが多いので長くなるとのことでした。

3番長野幸生委員

農振地域には入ってなかったのですか。

事務局

農政課の方で用途変更の手続きは終わっています。

4番和田京子委員

道からも近く見た目はいいように見えるがこの田はトラクターがはまるほど排水が悪く田んぼにできないと前の持ち主が言っていました。

2番山村徹委員

ジビエ加工所とはどこまで加工するのですか。

3番長野幸生委員

真空パックや燻製などの製品にするようです。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第43号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第43号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の1番の案件は申請地 竹田市大字飛田川字田原〇〇〇番面積792平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地では場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は資材置場用地及び駐車場です。申請者は建設業を営んでおり急傾斜工事のため一時的に資材置場用地及び駐車場として使用する計画です。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地

を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

議案第44号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第44号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第44号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第45号非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の1番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字中字折立〇〇〇番登記地目田1筆554平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成11年7月頃から駐車場として利用しており現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

1 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の2番の案件は申請者原〇〇〇〇が所有する申請地竹田市大字枝字太田〇〇〇番外3筆登記地目田2筆畑2筆合計面積924平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農地として管理ができなくなり〇〇〇番、〇〇〇番及び〇〇〇番は平成14年3月頃に植林。〇〇〇番は昭和50年頃から放棄地となり杉、竹が成育しており現況は山林となっております。始末書が添付されています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の3番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字会々字鹿口〇〇〇番地登記地目畑4筆合計面積1,323平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が農地として管理ができなくなり昭和50年頃から放棄地となり雑木や竹が成育し現況は山林となっております。顛末書が添付されています。50年近くたっているので復旧は無理と考えます。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の4番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字神原字上川平〇〇〇番外5筆登記地目田2筆畑4筆合計面積11,022平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農地として管理ができなくなり平成10年3月頃杉を植林し現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第45号の5番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字米納字蕨迫〇〇〇番外3筆登記地目田4筆合計面積2524平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが獣被害がひどいため平成13年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今議案第45号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第45号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第45号非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第46号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の説明を事務局に求めます。

事務局

農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会の事務の実施状況等について毎年6月30日までに公表することが義務づけられています。全国農業会議所によりインターネットで公表されます。この案件は年度当初にたてた農業委員会の活動の目標設定等について年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。議案書の2ページには令和4年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しています。3ページからは最適化活動の実施状況を記載しています。3ページの1最適化活動の成果目標（1）農地の集積については、②目標 今年度末の集積面積2,976ヘクタールに対し、③実績 今年度末の実績面積2,834ヘクタールであり95.4パーセントの達成となっています。続いて（2）遊休農地の発生防止・解消について記載しております。4ページ中段からは（3）新規参入の促進について記載しております。5ページ中段から6ページは2最適化活動の活動目標です。日数目標について活動強化月間、新規参入相談会の実績等を記載しています。7ページは事務の実施状況について記載しております。以上、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたのご意見、質疑はありませんか。

3番長野幸生委員

新規参入の促進のところに関連して新規就農者のその後を追跡調査して総会で報告してほしいです。調査の対象にはなっていないなくても総会で新規就農者が説明するので農業委員として5年後の就農状況などを知りたいです。

2番山村徹委員

私も農業委員会としてその情報は欲しいと思います。

議長

事務局は農政課と協議しておいてください。他にありませんか。

8番工藤明秀委員

4年度は最適化活動月6日でやってきたが令和5年度も同じでやっていくのですか。

事務局

5年度については4月の総会で目標を提案しておりまして6日で同じです。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第46号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表はこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和5年竹田市農業委員会第6回総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(15時10分)

令和5年6月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....